

## 第3期障害者計画の見直し、第5期障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画の策定方針

平成29年7月

羽曳野市保健福祉部

市長公室こども未来室

### 1. 計画策定の趣旨

現在、羽曳野市の障害者施策は、現行の第3期障害者計画及び第4期障害福祉計画において掲げた「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生社会」の3つの理念の実現に向けて、「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」をめざすことを基本理念に展開しています。

また、平成27年度からの現行計画の期間において、障害者差別解消法が平成28年度より施行されるとともに、羽曳野市職員対応要領を平成29年1月1日から施行しました。また、平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、平成30年度から重度訪問支援による入院時の支援が始まる他、自立生活援助、就労継続支援や障害児宅を訪問しての発達支援の提供など新たなサービスが創設されるとともに、新たに障害児福祉計画の策定が自治体に義務づけられました。

また、発達障害者支援法の改正（平成28年）や精神障害者福祉法の改正の動きなどもあります。

こうした障害者施策をめぐる新たな法改正等を踏まえて、第3期障害者計画及び第4期障害福祉計画に基づく本市の障害者施策の実施状況を総括し、改めて障害者（児）及びその家族等の実態・ニーズを的確に把握し、今後の施策展開を展望しつつ、現行の障害者計画の見直し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定をすすめるものです。

なお、障害者計画の見直しにあたっては、国の障害者基本計画（第3次）及び第4次大阪府障がい者計画との整合性の確保を図るとともに、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、大阪府障がい福祉計画及び大阪府障がい児福祉計画との調整を行いません。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、本市の上位計画である第6次羽曳野市総合基本計画（平成28年度～37年度）の将来像である「ひと、自然、歴史文化を育み、笑顔輝く はびきの “みんなでつくる だれもが住みたいまち”」を実現するための個別計画として、また、羽曳野市地域福祉計画に定める地域福祉を推進するうえでの共通の理念を持つ対象者別の福祉計画として位置付けられます。

なお、障害者計画と障害福祉計画の関係については、障害者基本法第11条に基づく障害者計画は障害者施策全般の基本的な指針を定め、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画及び改正児童福祉法第33条の20に基づく障害児福祉計画は、障害者計画の中の生活支援施策についての実施計画的なものとして、数値目標を掲げて策定します。

### 3. 計画の期間

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| (1) 第3期障害者計画   | 6年間（平成27年度～平成32年度） |
| (2) 第5期障害福祉計画  | 3年間（平成30年度～平成32年度） |
| (3) 第1期障害児福祉計画 | 3年間（平成30年度～平成32年度） |

### 4. 計画に盛り込むべき事項 ～国の市町村障害者計画策定指針等より～

#### 【障害者計画の見直し】

- ・第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定に向けた検討を通じ、必要な見直しを行う。

#### 【障害福祉計画及び障害児福祉計画】

- (1) 障害福祉計画等の基本理念等
- (2) 提供体制の確保に係る目標

#### ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

##### ア. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の高齢化、重度化を踏まえ、

- ・平成28年度末時点における施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、
- ・平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減すること

を基本とする。

##### イ. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標を次のとおり設定する。

- ・平成32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、都道府県ごとにも協議の場を設置することが望ましい。
- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

##### ウ. 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

##### エ. 福祉施設から一般就労への移行等

- ・平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加

することを旨す。

- 就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを旨す。
- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。

## ② 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標

### 才. 障害児支援の提供体制の整備等

- 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、重症心身障害児の支援には専門性を必要とすること等から、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

## (3) 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

① 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

② 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

## (4) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

## (5) 関係機関との連携に関する事項

① 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

② 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

## (6) 障害福祉計画等の期間

## (7) 障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価

## 5. 計画の策定体制

### (1) 障害者施策推進審議会

学識経験者、障害者団体、医療・教育・福祉事業関係者、民生委員児童委員、関係行政機関の職員等で構成する諮問組織

### (2) 障害者（児）の実態・ニーズ把握、市民ニーズの反映

障害者（児）福祉に関するアンケート調査、関係団体のヒアリング、計画素案に対するパブリックコメント等を実施し、

その意見を計画策定に反映します。

### (3) 庁内検討組織

障害者（児）施策に関わる担当課の職員で構成するワーキンググループで計画原案を検討します。

なお、事務局は保健福祉部福祉支援課及び市長公室こども未来室こども課で担当します。

### (4) 策定状況等の情報公開

市民からの意見を広く求めるため、市ホームページで、審議会の開催や策定経過、素案等の情報を公開します。

※ なお、当該計画策定にあたって、「株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所」に技術的な支援業務を委託します。

## 6. 策定スケジュール（案）

7月 ・第1回障害者施策推進審議会

（平成28年度サービス実績評価・計画策定方針等の提示）

8月～9月 ・障害福祉アンケート調査の実施

・庁内部局毎の実績・評価・今後の新たな取り組みの調査

・団体・事業所ヒアリング調査の実施

9月～10月 ・アンケート調査・ヒアリング調査等の集計・分析、まとめ

10月 計画書素案骨子づくり

11月 ・第2回障害者施策推進審議会

（平成29年度上半期サービス実績評価、調査結果報告、素案骨子の提示）

12月 ・第3回障害者施策推進審議会（計画素案の提示・諮問）

計画素案へのパブリックコメントの実施

2月 ・第4回障害者施策推進審議会（計画書（第2次案）の審議及び意見具申（答申））

3月 障害者計画の見直し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の決定・公表

以上

<参考資料>

**障害者基本法**（昭和45年法律第84号）

（障害者基本計画等）

第11条 第1項・第2項省略

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（第4項・第5項省略）

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

（第7項省略）

8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**（平成17年法律第123号）※改正後

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

- (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 児童福祉法（昭和22年法律第164号）※改正後

- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - (2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第33条の21 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。